12．開示すべきセグメント情報

（単位：円）

	保証業務	融資業務	計	法人共通	合　計
事業費用	268,953,337	223,476,977	492,430,314	—	492,430,314
事業収益	143,836,562	170,903,427	314,739,989	—	314,739,989
事業損益	△ 125,116,775	△ 52,573,550	△ 177,690,325	—	△ 177,690,325
総資産	10,590,098,743	8,368,814,339	18,958,913,082	—	18,958,913,082

㈱１．セグメントの区分方法
当法人は保証業務と融資業務を行っており、当該事業別に区分しております。
２．主要な事業費用の内訳
保証業務：求償権償却引当金繰入　109,815,154円、人件費　81,072,417円
融資業務：人件費　80,751,218円
３．主要な資産の内容
保証業務：投資有価証券　1,584,155,694円、求償権（求償権償却引当金控除後）1,079,340,210円、保証債務見返　6,708,888,912円
融資業務：長期貸付金（貸倒引当金控除後）　7,107,041,684円

東海北陸自動車道岐阜県郡上市八幡町有坂から岐阜県郡上市大和町島まで（改築）、及び、東海北陸自動車道岐阜県郡上市大和町島から岐阜県郡上市大和町万場まで（改築）の工事一部完了公告

中日本高速道路株式会社公告第40号
標記高速自動車国道の工事の一部が下記のとおり完了するので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。
平成21年12月24日
中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　高橋　文雄

記

路線名　東海北陸自動車道
区間　①岐阜県郡上市八幡町有坂字下前林から岐阜県郡上市大和町島字下大坪まで
②岐阜県郡上市大和町島字下大坪から岐阜県郡上市大和町万場字千洞まで
工事の種類　改築
工事一部完了日　平成21年12月25日

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第41号
中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」及び平成21年３月27日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。
平成21年12月24日
中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　高橋　文雄

平成18年３月31日に公告した「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の変更
１．⑶のうち、㉘を㉙とする。⑩イ㈠及び㈡、⑪イ、⑬イ並びに㉔イ中、「休日」を「休日（平成21年12月26日及び平成21年12月27日を除く。）」に改める。㉙中「④から⑱並びに㉕及び㉗」を「④から⑱並びに㉕から㉗」に、「①から㉗」を「①から㉘」に改め、これを㉚とし、㉚を㉛とし、㉕、㉖及び㉗を削り、㉔の次に次のとおり加える。

㉕　平成21年度年末年始期間特別割引Ⅰ
イ　割引をする自動車
午前４時から午前６時までの間又は午後８時から翌午前０時までの間に高速国道又は別添６に掲げる高速道路を通行するＥＴＣ車。
ロ　割引率
⑧ロに定める割引率を適用する。
ハ　適用する期間
平成21年12月26日及び平成21年12月27日。
㉖　平成21年度年末年始期間特別割引Ⅱ
イ　割引をする自動車
対距離制区間、均一制区間（近畿自動車道名古屋亀山線に限る。）又は別添６のうちＡ若しくはＤに掲げる高速道路を通行し（大都市近郊区間のみの通行を除く。）、かつ、午前６時から午後８時までの間に料金所を通行するＥＴＣ車。
ロ　割引率
⑨ロに定める割引率を適用する。
ハ　適用する期間
平成21年12月26日及び平成21年12月27日。
㉗　平成21年度年末年始期間特別割引Ⅲ
イ　割引をする自動車
高速国道又は別添６に掲げる高速道路を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等又は普通車。
ロ　割引率
⑪ロに定める割引率を適用する。
ハ　複数経路の場合の料金算定の特例
⑪ハに定める特例を適用する。
ニ　適用する期間
平成22年１月４日及び平成22年１月５日。
㉘　平成21年度年末年始期間特別割引Ⅳ
イ　割引をする自動車
高速道路を通行する自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第３条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものに限る。）のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第４条第１項に規定する許可を受けて、同法第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第４条第１項に規定する許可を受けて同法第３条第１号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第４条第１項及び同法第21条第２号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を３会社のいずれかと締結した利用者の自動車（３会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための３会社のいずれかへの登録がなされている場合に限る。）。
ロ　割引率
㉔ロに定める割引率を適用する。
ハ　適用する期間
平成22年１月４日及び平成22年１月５日。
別添７を次のとおり改める。